

報告第9号

地方独立行政法人大阪市博物館機構が徴収する料金の上限の認可急施専
決処分報告について

業務に関して徴収する料金の上限について、別紙申請書のとおり地方独立行政法人大阪市博物館機構から認可の申請があり、議会の議決を経た上で認可をする必要が生じた
が、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1
項の規定に基づき、平成31年4月1日市長職務代理者において次のとおり専決処分した
ので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和元年5月23日

大阪市長 松 井 一 郎

地方独立行政法人大阪市博物館機構が徴収する料金の上限の認可につい
て

平成31年4月1日付けで申請のあった地方独立行政法人大阪市博物館機構が徴収す
る料金の上限については、申請のとおり認可する。

平成31年4月1日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田 中 清 剛

(別紙申請書)

平成31年4月1日

大阪市長職務代理者 大阪市の市長 田中 清剛 様

地方独立行政法人大阪市博物館機構

理事長 真鍋 精志 ⑩

地方独立行政法人大阪市博物館機構が徴収する料金の上限について（申請）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定により、地方独立行政法人大阪市博物館機構に対し、その業務に関して徴収する料金の上限を別紙のとおり定めることについて、認可されるよう申請します。

1 観覧料の上限額

- (1) 観覧料（常設展示に係るもの）の上限額は、1人1回につき別表第1のとおりとする。
- (2) 観覧料（特別の展示に係るもの）の上限額は、1人1回につき2,400円とする。
- (3) 観覧料（プラネタリウムに係るもの）の上限額は、1人1回につき600円とする。
- (4) 観覧料（博物館等資料（博物館等における歴史、美術、自然、科学及び科学技術に関する実物、標本、現象に関する資料その他の資料をいう。）の特別の観覧に係るもの）の上限額は、1点につき10,000円とする。

2 施設使用料及び附属設備使用料の上限額

- (1) 施設使用料の上限額は、別表第2のとおりとする。
- (2) 附属設備使用料の上限額は、別表第3のとおりとする。

別表第1（1(1)関係）

施設の名称	金額
大阪市立美術館	300円
大阪市立自然史博物館	300円
大阪市立東洋陶磁美術館	500円
大阪市立科学館	400円
大阪歴史博物館	600円

別表第2（2(1)関係）

施設の名称	区分	金額
大阪市立美術館	展覧会室	1室1日につき 30,000円
	展覧会事務室	1室1日につき 3,000円
	特別室	1室1日につき 5,000円
	講堂	1室1日につき 5,000円
	その他の館内及び構内地	1平方メートル1日につき 10円

大阪市立自然史博物館	特別展示室	1室1日につき	32,000円
	講堂	1室1日につき	17,000円
大阪歴史博物館	講堂	1室1日につき	36,000円
	第1研修室	1室1日につき	15,200円
	第2研修室	1室1日につき	8,200円
	第1会議室	1室1日につき	7,500円
	第2会議室	1室1日につき	7,000円
	第3会議室	1室1日につき	7,300円
	特別展示室	1室1日につき	96,800円

備考

- 1 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における大阪歴史博物館の施設の使用に係る施設使用料の上限額は、この表に定める金額の2割増しとする。
- 2 大阪歴史博物館の施設を使用しようとする者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合における当該施設の使用に係る施設使用料の上限額は、この表に定める金額の5割増しとする。

別表第3（2(2)関係）

施設 の 名 称	区分		単位	金額		
				午前	午後	全日
大阪	特別展示室	冷房設備、暖房設備	1式	—	—	16,000円
市立 自然 史博 物館	講堂	冷房設備、暖房設備	1式	3,500円	5,000円	8,500円
		拡声装置	1式	1,800円	1,800円	3,600円
		マイク	1本	500円	500円	1,000円
		ワイヤレスマイク	1本	1,100円	1,100円	2,200円

		テープレコーダー	1台	900円	900円	1,800円
		スライド映写機（スクリーン付）	1台	1,300円	1,300円	2,600円
		16ミリ映写機（スクリーン付）	1台	4,200円	4,200円	8,400円
		ビデオ装置	1台	2,200円	2,200円	4,400円
		液晶プロジェクター（スクリーン付）	1台	1,900円	1,900円	3,800円
大阪 歴史 博物館	講堂	音響設備（マイク付）	1式	3,900円	3,900円	7,800円
		客室後方・側面スピーカー	1式	2,200円	2,200円	4,400円
		はね返りスピーカー	1式	1,100円	1,100円	2,200円
		グランドピアノ	1台	3,500円	3,500円	7,000円
		BDプレーヤー（プロジェクター付）	1台	1,900円	1,900円	3,800円
		DVDプレーヤー（プロジェクター付）	1台	1,900円	1,900円	3,800円
		プロジェクター	1台	1,900円	1,900円	3,800円
		サスペンションライト（12台以内）	1式	2,100円	2,100円	4,200円
		サスペンションライト（24台以内）	1式	4,200円	4,200円	8,400円
		ボーダーライト	1式	1,000円	1,000円	2,000円
		ステージライト（スポットライト付）	1式	1,700円	1,700円	3,400円

	ピンスポットライト	1台	1,700円	1,700円	3,400円
	シーリングライト	1式	1,700円	1,700円	3,400円
	金屏風	1双	800円	800円	1,600円
	冷房設備、暖房設備	1式	600円	800円	1,400円
研修室	拡声装置（マイク付）	1式	1,800円	1,800円	3,600円
	BDプレーヤー（プロジェクター付）	1台	1,900円	1,900円	3,800円
	DVDプレーヤー（プロジェクター付）	1台	1,900円	1,900円	3,800円
	プロジェクター	1台	1,900円	1,900円	3,800円
その他	拡声装置（マイク付）	1式	1,800円	1,800円	3,600円
	ポータブル液晶プロジェクター	1台	1,900円	1,900円	3,800円
	音声ガイド	1台1回につき			400円

備考 この表中「午前」とは午前9時30分から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時（ただし、大阪市立自然史博物館にあつては、11月1日から翌年2月末日までの期間については、午後4時30分）までをいい、「全日」とは午前9時30分から午後5時（ただし、大阪市立自然史博物館にあつては、11月1日から翌年2月末日までの期間については、午後4時30分）までをいう。

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略

地方独立行政法人法（抄）

(料金)

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。